

鳥取縣公報

第 千 三 八 號

昭和十四年六月十六日

金曜日

本書ノ大キサ圖定規格A5判

條 例

◆鳥取縣條例第九號

昭和八年二月鳥取縣條例第一號鳥取縣稅賦課條例中左ノ通改正ス

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第十二條中第一號ヲ左ノ通改メ同條第四號中「最高一人當」ヲ削ル

一 賣上金、收入金、資本金及貸付金ハ左ノ通算定ス

年 稅

前年度中ノ總額ニ依ル但シ前年四月一日ヨリ引續キ營業ヲ爲サザルモノ又ハ課稅標準ノ判明ナラザルモノハ其ノ年度ノ豫定額ニ依ル

月 稅

前月中ノ總額ニ依ル但シ前月一日ヨリ引續キ營業ヲ爲サザルモノ又ハ課稅標準ノ判明ナラザルモノハ其ノ月ノ豫定額ニ依ル

第十九條第十號中「穀物検査所出張所」ヲ「農産物検査所出張所」ニ改ム

別表 鳥取縣營業稅及雜種稅課率課額表中演劇興行業稅ヲ左ノ通改ム

一 演劇興行業稅

鳥取縣公報

每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十四年六月十六日

第千三百八十八號

一

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

樽谷元次郎	岡村義春	同	寶木村	同
清水馨	西山又右衛門	同	瑞穂津村	同
大槻誠太郎	岡垣美夫	同	橋津村	同
夜久武夫	千原貢	同	淺津村	同
岩本賢吾	宮脇英正	同	旭田村	同
石田壽雄	高橋孝市	同	倉吉町	同
藤戶義輝	信幸	同	小鴨村	同
蜷見順太郎	泉	同	矢送村	同
清水賢一	松島保	同	中北條村	同
小椋二郎	福田孫幸	同	由良町	同
		同	逢東村	同
		同	伊勢崎村	同
		同	上郷村	同
		同	古布庄村	同

鳥取縣公報 第千卅八號 昭和拾四年六月十六日 (第三補遺物部可)

上田榮一	戸田實	同	八橋町	同
長尾孝	間壽太郎	同	赤碕町	同
未葎亮一	上岡信雄	同	安田村	同
森村岩雄	田中潔	同	下中山村	同
谷川忠義	西伯郡	同	外江村	同
矢倉恭三	新節男	同	境上道町	同
濱田勇	藤原松雄	同	餘子村	同
	齊木重憲	同	大篠津村	同
松本潔	河田大吉	同	富益村	同
	雜賀爲與	同	成實村	同
	杉原忠夫	同	賀野村	同
森田幾藏		同	大縣村	同
林原賢治		同	大幡郷村	同

鳥取縣公報 第千卅八號 昭和拾四年六月十六日 (第三補遺物部可)

酒井一幸	小山慶治	同	高麗川村	同
河田芳太郎	蘆田達己	同	宇田川村	同
川井吉三郎	同	同	大所山村	同
日野郡二部村	同	同	逢坂村	同
同	同	同	光德村	同
宇田川邦男	同	同	神奈川村	同
尾米澤村	同	同	尾米澤村	同
丹山成一	同	同	溝口村	同
同	同	同	日光村	同
加藤公三	大塚七五三男	同	八郷村	同
同	同	同	浦富村	同
今井豊	同	同	同	同

二、繭絲調査員ノ擔當變更

繭絲調査員氏名	新擔當調査區	舊擔當調査區	變更年月日
藤幹雄	岩美郡倉出村、米里村	岩美郡福部村	同
辻仲二	米子市(第四區)	西伯郡大高村	同
河田善一	鳥取市賀露町	岩美郡東村	昭和十四年六月二日

尾炳	同	浦富村	同	津ノ井村、面影村	同
有田茂雄	氣高郡	神戶村	氣高郡	瑞穂村	同
山根榮治	同	末恒村	氣高郡	青谷町	同
久保順一	同	寶木村	同	末恒村	同
林清太郎	同	青谷町	同	勝谷村	同
楠本一雄	東伯郡	長瀬村	東伯郡	下郷村上郷村	同
牧野勇	同	東郷村、松崎村、花見村	同	安田村	同
飛田庄吉	同	北谷村	同	安田村	同
熊谷竹一	同	灘手村	同	灘手村	同
尾崎義市	同	逢東村、市勢村、伊勢崎村	同	北谷村	同
山本勳	同	上中山村	同	高城村	同
加藤卯太郎	同	下中山村	同	高城村	同
松本吉男	同	西伯郡大篠津村	同	高城村	同
同	同	西伯郡(第五區、第九區)	同	高城村	同
横畑一二	同	賀野村	同	高城村	同
同	同	手間村	同	高城村	同
同	同	日野郡	同	高城村	同
同	同	日野郡	同	高城村	同

鳥取縣公報 第千冊八號 昭和十四年六月十六日 (第三種郵便物認可) 七

鳥取縣公報 第千冊八號 昭和十四年六月十六日 (第三種郵便物認可) 六

野口	宏	同	所子村	西伯郡 五千石村	同
西村	尊	西伯郡 成實村、大國村	天津村	米子市 (第四區)	同
判野	政雄	日野郡 二部村	日野郡 江尾村、神奈川、米澤村	同	同

鳥取縣告示第三百九十五號

滿洲國建國大學ニ於テ第三期生(昭和十五年度入學者)募集セラル本縣ニ於ケル所定人員ヲ左記要項ニヨリ推薦セントス入學志願者ハ本年七月十五日迄ニ鳥取縣知事宛出願スヘシ
昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 推薦人員 建國大學 拾五名 生 募 集 要 項
- 二 志願資格

本大學前期學生ヲ志願シ得ル者ハ左記學歷資格ニ該當シ志操堅實、學力優秀、身體特ニ強健ナル無妻ノ男子ニシテ大正九年十二月一日以降ノ出生者トス

- 1 本縣内居住ノ日本内地人ニシテ昭和十五年三月末日迄ニ日本ノ中等學校(師範學校、中學校、甲種實業學校、關東州及滿洲國內ノ日本人中等學校ヲ含ム)ノ四年修了見込者及卒業者並ニ之ト同等以上ノ學力アリト國家ニ於テ認定シタル者

- 三 志願手續及締切期日
志願者ハ左記書類ヲ取揃(七月十五日迄ニ提出ノコト)

- 1 本學所定ノ志願票
- 2 卒業又ハ卒業見込者ハ修了見込證明書
- 3 寫眞(最近撮影ノ半身手札型、無帽、無臺紙裏面ニ姓名ヲ記載ノ事)
- 4 人物考査書(中等學校在校者若ハ出身者ハ當該學校長ノ作成セルモノ認定ニ依ル資格者ハ人物考査書ヲ缺クモ妨ゲナシ)
- 5 學業成績表(若クハ學力檢定證)

- 四 推薦方法
入學資格ニ照シ最モ優秀ナル者拾五名ヲ選抜推薦ス
從ツテ入學志願者多數アル場合ハ縣ニ於テ選抜試験ヲ施行スルコトアルベシ
- 五 推薦通知
推薦決定者ニハ決定次第在學者ニ對シテハ學校長宛其ノ他ニ對シテハ直接本人宛通知ス

- 六 本 試 験
本大學ハ各府縣其ノ他ノ推薦セル志願者ニ對シ第一次第二次試験ヲ施行シ合格者(百五拾名)ヲ本年十二月下旬本人宛通知ス

- 七 給費其ノ他
- 1 在學中必要ナル被服、寢具、馬匹ハ之ヲ貸與シ糧食學用品及諸雜費ハ之ヲ支給ス
- 2 第一次試験受験ノ爲ニ要スル旅費ハ本人ノ自辨トス
- 3 第二次試験受験ノ爲ニ要スル旅費ハ實費ヲ支給ス但シ宿泊場ハ指定ス

- 備 考
- 1 志願票用紙其ノ他ノ書類ハ縣學務課出身學校ニ郵券三錢同封請求セラレタシ

00738

2 志願者ハ在學若ハ出身中等學校長ニ於テ作製嚴封シタル人物考查書及學業成績表ヲ受ケ之ヲ
 開封スルコトナク志願票ト共ニ知事宛提出スルコト

◇鳥取縣告示第三百九十六號
 昭和十四年六月十日左ノ國民健康保險組合ヲ認可セリ
 昭和十四年六月十六日

組合ノ名稱	日光村國民健康保險組合	鳥取縣知事	副	見	喬	雄
事務所ノ所在地	日野郡日光村大字大瀧百五拾八番地三					
組合ノ地區	日野郡日光村					

◇鳥取縣告示第三百九十七號
 米穀現在高調査員左ノ通解囑並擔當調査區域變更アリタリ
 昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

解囑調査員氏名	擔當調査區域	職務執行ノ場所	解囑年月日
出井安延	鳥取市	鳥取市役所	昭和十四年六月十六日

調査員氏名	新調査區域	舊調査區域	職務執行ノ場所	擔當調査區域變更年月日
本保二鳥取	東伯郡泊村	鳥取市役所	鳥取市役所	昭和十四年六月十日

00729

◇鳥取縣告示第三百九十八號
 穀現在高調査員並同販賣高調査員代行者左ノ通囑託アリタリ
 昭和十四年六月十六日

囑託調査員氏名	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託年月日
清水志郎	氣高郡正條村	氣高郡正條村役場	昭和十四年六月十六日

◇鳥取縣告示第三百九十九號
 米穀統制法施行規則第四十條ニ依リ米穀現在高ヲ申告スヘキ倉庫トシテ左ノ通之ヲ指定ス
 昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

倉庫ノ所在地	倉庫ノ名稱
--------	-------

鳥取市東品治町五四番地ノ一	鳥取米穀移出商業組合倉庫
---------------	--------------

東伯郡日下村大字上井三三〇番地ノ二	東伯穀物卸商業組合倉庫
-------------------	-------------

東伯郡倉吉町新町三丁目二二八九	倉吉米穀商業組合倉庫
-----------------	------------

西伯郡上道村字才ノ木一〇八番ノ一	境米穀木炭商業組合倉庫
------------------	-------------

◇鳥取縣告示第四百號

岩美郡岩井町第二耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ
昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第四百一號
東伯郡小鴨村耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ
昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第四百二號
昭和十四年六月產婆名簿登錄ノ取消ヲナシタル者左ノ如シ
昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣氣高郡中郷村大字露谷五八番地

昭和十四年六月四日附大阪市旭區蒲生町三丁目九番地ニ轉住ノ故ヲ以テ名簿取消方
出願ニ對シ昭和十四年六月八日取消

高橋 かづる

彙報

人口動態一覽

昭和十四年四月

	婚姻		離婚		出生		死亡		死産		増減
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
鳥取市	三六	四	五五	五九	二四	三六	七六	三三	一	五	三六
米子市	二九	二	二六	四九	七七	三六	二九	六七	六	一	一〇
岩美郡	四三	一	五六	五	一一七	四三	七三	一	一	一	四四
八頭郡	三四	一	九八	八〇	三七八	七九	八九	一六八	三	一	二〇
氣高郡	三五	一	九〇	六六	一五六	六三	六二	二四	二	一	三四
東伯郡	八三	五	一四四	一三三	二七六	一四五	一〇八	一五	三	一	三四
西伯郡	六五	四	一〇四	一一七	二二二	九四	七六	一七三	四	一	四九
日野郡	二〇	四	三六	五四	九〇	三四	三六	七二	一	一	一八
計	三三〇	二〇	六三〇	六一二	一三三三	五三三	一、〇〇八	二二二	一	一	二七
前年同期	三三〇	三三	七三三	六九二	一、四三三	四七六	四〇七	一八	二六	一	五〇

備考 表中×印ハ本籍不明者○印ハ戸籍抹消婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入りタル者及自市町村内ニ於テ婚姻シタル者ヲ、離婚ニアリテハ他市町村ニ出タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ掲グ

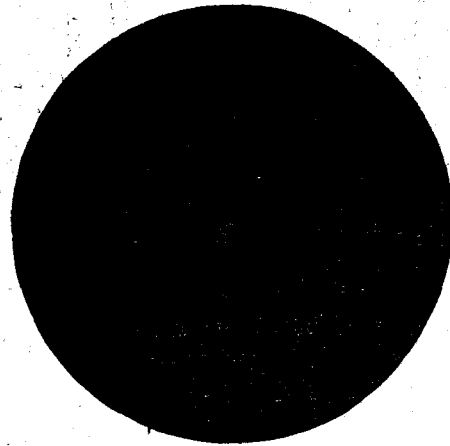
00742

島取縣公報 第千廿八號 昭和十四年六月十六日 (第三種郵便物認可)

一四

00743

事變特報



彙

報

第八號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

島取縣公報 第千廿八號 昭和十四年六月十六日 (第三種郵便物認可) 一五

目 次

- 司法保護事業法……………(社會課)一七頁
- 軍人傷痍記章の臨時授與……………(同)一八頁
- 人事調停法の施行……………(同)一九頁
- 金集中運動の重要性について……………(地方課)一九頁
- 金保有状況調査事務取扱手續……………(同)二二頁
- 長期建設と經濟統制……………(商工水産課)二四頁
- 惡性インフレーションと物價統制……………(同)二六頁
- 臨時國勢調査施行の趣旨……………(統計課)二八頁
- 縣の宣傳標語募集……………(統計課)二八頁
- 戦時下に於ける農業生産計畫の遂行について……………(規畫課)三一頁
- 金の保有調査に當り選舉運動を戒む……………(地方課)三二頁
- 廢品蒐集を一層徹底しよう……………(商工水産課)三三頁
- 生松脂採取計畫について……………(林務課)三五頁
- 昭和十三年に於ける縣民貯蓄と〔縣職員貯蓄の實績〕……………(會計課)三八頁
- 御仁慈に感激、傷兵の感想文……………(社會課)三九頁

一億一心・百億貯蓄



司法保護事業法

人の性は本來善であるべきものが、一朝ふとした心得の間違ひから、或は眞に同情に値する貧困の故に、其の他止むを得ぬ事情の爲に刑を受けるの止むなきに至つた者、又は憚惡憎むべき犯罪者にして、受刑中又は其の後に於て翻然己れの過去を後悔して本然の姿に立ちかへり、「惡に強いものは善にも強い」との古言の如く衷心より過去を清算しようと思ひどろの苦業を續けてゐる者等、世間には過去の惡に泣きながら眞人間として社會に再生しようと思ひ努力精進してゐる者は可なり多數に存在するものと思はれる。然るにかゝる人達の改過遷善の道を塞ぐ大きな妨げは、社會がこの人達を「前科者」として指彈し、或は冷いさげすみや疑惑の目を以て

接して、一般社會から隔離したがる風習である。これが爲に切角自らの心を善に還りながら社會に容れられずして就職の道さへさへざられ、果ては再び惡の道に踏み入りて罪惡を重ねるに至る者の如何に多いことか。實に其の人身の爲に氣の毒に堪へないばかりでなく、社會のため國家の爲に、人的資源の強化から云つても國家經濟の上から云つても遺憾の限りと云はなければならぬ。罪を犯した人達と雖も畏くも陛下の赤子である。大みだから、あをひとぐさの一人である。社會は、廣い温い心を以てこれ等の人々を受け入れたいわち、近隣交友齊しく親しみ導きて立派な日本國民としての務をつくり得しめることは實に國民としての重大なる義務であると思はなければならぬ。

然るにこの大切な仕事は從來は唯民間の保護團體に委ねられて、國家の施設としては唯思想犯に對する保護觀察所及び少年犯罪者に對する保護位で、一般犯罪者に對してはその處置がとられてゐなかつたのである。この度愈々司法保

護專業法が國家の法律として制定せられて、累犯防止、刑餘者保護の道が講せられるに至つたこと、誠に社會國家の爲喜びに堪へない處である。

本法は司法保護事業を主務大臣の認可事項とし諸種の監督規定と罰則とを設けると共に、獎勵金、免稅等の積極的助成方法を講じ、又新たに司法保護委員制度が設けられてゐて、司法保護委員はその市町村の有力者を任命して犯罪者の保護善導に當らせることになつて居り、行政區域に依りて適當に保護區をつくつてその擔當を定め、犯罪者の更生にあたるわけである。

然しこの保護の對象となるのは起訴猶豫者、刑の執行猶豫者、刑の執行停止中の者、刑の執行を免除された者、假出所者、刑の執行を終つた者、少年保護法に依る保護處分を受けた者であつて、法の實施は七月一日よりである。

x x x x x



軍人傷痕記章の臨時授與

爲に、その名譽表彰の一方として軍人記章が授與せられることは本報第三號に記した通りであります。是れ迄この記章は増加恩給又は傷病年金の受給權が確定した後に授與せられる事になつてゐました處、今回(六月七日官報)勅令を以て「軍人傷痕記章授與臨時特例」が公布せられて、右恩給又は年金の受給權確定前と雖もこれを受ける事が出来るやうになりました。

記章の授與を受けるべき該當者で、陸、海軍病院に入院中の方の分に對しては、その陸海軍病院で手續をして下さることになつてゐますが、既に退院になつてゐる方は本令施行の日より六ヶ月以内に「軍人傷痕記章臨時授與願」を退院

臨時の陸、海軍病院長を経て、海軍大臣に差出さねばなりません。その書式、手續等は關係當局から通知があることと思ひますから右期限内に差出されるやうにして下さい。

陸、海軍大臣に於て記章を授與すべき資格ありと認められた時は所轄病院長を経て本人に軍人傷痕記章と臨時授與證が交附せられます。追つて恩給又は年金の受給權が確定して正式の授與證書の授與を受ける時にはその旨陸海軍大臣に届出でて臨時證書と引替にこれを受けることとなります。

x x x



人事調停法の施行

本誌第三號を以て解説しました「人事調停法」はいよいよ来る七月一日より施行せらるゝ旨、六月六日の官報を以て發表せら

れましたとして、この人事調停の申立手数料は一件につき五錢でありまして、この手数料は收入印紙を以て納付することを得ることになつてゐます。尙この手数料は記録の閲覧若は謄寫又は其の正本、謄本、抄本若は事件に關する證明書の付與を求むる手数料並に調停委員の旅費、日當及止宿料に使用せられるのであります。

x x x

金集中運動の重要性に就て

一、貿易の現状と金の減少

聖戰の進展と共にその戰爭區域は非常に廣くなり、これに伴つて武器彈藥等の必要は莫大なるものであります。特に近代科學戰に於てはこの武器彈藥其の他の戰用資料は鐵とか銅とかアルミニウム、ニッケル或は石油といふ様なものがその主要な原料となるものであります。之等

00748

ないのであります。勢ひこれ等のものは外國からの輸入を仰がねばならないのであります。その爲に鐵とか石油とかを主として昭和十二年中の輸入は三十九億圓といふ著しい巨額に上つてゐます。其の結果同年中の輸出額三十三億圓を差引いて輸入超過が六億三千萬圓といふ巨額を示してゐます。しかも之は昭和十二年から爲替管理を強化して不要不急の物資の輸入制限をすることに努められてゐるにも拘らず輸入せられたものなのです。

次に昨十三年の貿易を考へて見ると、我が國貿易の全体としては六千萬圓の輸出超過になつてゐるのであります。誠に結構なことでありませんが、しかしこれには遺憾な點があるのです。それは第一に、我が國からの輸出即ち重要な外國からの物資購買力が減退してゐると云ふことであります。即ち昭和十二年の輸出額三十三億圓に比べて昨年の輸出額は約二十九億圓で、四億圓の激減となつてゐますが、之を歐洲及北支の所謂圓プロットに對するものを

除いて考へると、昨年の第三國に對する輸出は十五億圓となり、一昨年の二十四億圓に比べて約九億圓といふ巨額の減少となつてゐるのであります。第二に貿易尻について見ても第三國に對するものに付いて見ると、一昨年の九億八千萬圓に比べて非常に減つては居ますがそれでも尙六億二千萬圓の入超となつてゐるのであります。

二、金の集中運動の經過

御承知のやうに外國との貿易額の決済は全部金でせねばならぬのでありますから、この輸入超過の分だけは我が國の金の減少を來してゐるのであります。

以上のやうな貿易状態から考へて、我が政府では種々の手段を講じて輸出の振興を圖り輸入の制限を行ひ、又金産額の増加をはかつて來られてゐるのであります。長期戦を覺悟して新東亞の建設に邁進する爲には、いよ／＼多くの軍需原材料の輸入の必要があり、益々金の必要

00749

増大するものと思はれます。これが爲にはこれ等の手段を一段と強化し、且つ國民消費の節約等によつて國の金保有量の増大を計ると共に一面現在國內にある金の回收を行つて、その國外散逸を防ぐと共に國家の財力の確立を計らなければならぬのであります。

よつて從來政府は産金法の施行と同時に新産金以外の金地金をも政府に買入れる途を開いてあるのであります。昨年五月には大阪毎日及東京日々等の兩新聞社が政府への金の賣却献納の取扱を開始し又大藏省に於ても直接金の献納を受付けることとし、更に金貨については同年六月に外國爲替管理法に基く命令を改正して金貨幣の鑄造禁止規定を緩和し、鑄造し地金を政府に賣却すべき場合に限り、其の鑄造しを許可せらるることとなり、之と同時に日本銀行に於て、金貨を持參した者に對しては五圓金貨につき十四圓四十三錢の割合で兌換銀行券に引換へることとし、尙日本銀行に於ても七月十五日から骨董的美術的價値の大なる金製品を賣戻條件附を

以て買入れることになつたのであります。更に昨年十一月十五日現在を以て金貨金塊の國勢調査が行はれる事は御承知の所であり、政府では本年三月から、この中の額面四百圓以上の金貨又は百兩以上の金塊の所有者に政府への賣却勸奨状を出してありまして、之は順次申告者全体に及ぼす豫定であるそうです。又臺灣でも臺灣銀行で政府への金賣却の取扱が行はれてゐます。

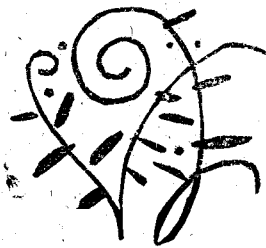
然し我が國の對外決濟力の完全を計る爲には更に一層徹底して民間所有金の集中を圖る必要がある。今春産金法中改正法律案の議會協賛を経て、政府は必要ある場合には金地金、金貨幣又は金製品を所有する者に對して之が處分を禁止し制限し、又は政府若しくは日本銀行其他政府の指定する者に賣却すべきことを命じ得る法制が整つたことは既載の通りであります。しかしこれは今直ちに發動すると云ふのではなく、つまり政府が金集中に關する傳家の寶刀を得たわけであり、

三、今回の金集中運動

このやうに金の買上に關する法律が整備せられる傍ら、一面もつと金の集中を徹底的に行ふ爲に金の回收運動を組織的に實施する事として先般地方長官が中心となつて日本銀行其の他の特別銀行、普通銀行、貯蓄銀行及信託會社の内地約五千の本支店全部を始めとして、信用確實なる店に於て國民の政府への金賣却の取次を行ふこととして、金賣却者の便宜をはかると共に、他面市町村、婦人團體其の他諸種の機關の協力によつて政府への金賣却を斡旋勸奨をすることとなつたのであります。

金賣却取扱の實際については既に本法第三號で説明した通りですが、尙將來行はれることあるべき産金法による金の強制買上げの場合の準備資料及び今次實施中の金買上げ運動の参考資料として、金製品、金貨及び金塊等の凡ゆる金について其の所有状況を調査する爲、來る七月一日を以てこれが調査を施行せられることも既に記述の通りであります。

惟ふに身邊を飾る金指輪、金鎖其の他の金製品は勿論、祖先より代々傳はつてゐる家寶である金製品も、元來一家の浮沈に關するいざと云ふ場合の役に立てる爲の貯へであることが其の本質でありまして、今のやうな時局に際して、これ等の身邊を飾つてゐる指輪、簪或は家重代の家寶たる金製品等を政府に提供して御國の役に立てるといふことは、現代國民は固より、祖先も亦日本國民として共に最も本懐とする所であらうと思ふ次第であります。



金保有狀況 調査事務 取扱手續

「金の國勢調査」である金保有狀況調査は七月一日が近づきまして、縣ではその事務取扱手續が六月十三日鳥取縣訓令を以て公布になりました。

これによると市役所や町村役場には「金保有狀況調査係」が置かれて、これが調査事務を處理します。

「金保有狀況調査委員」は縣から委嘱せられてありますが、この委員は六月二十七日までに各々自分の擔當區域の各戸について住所、職業、氏名を調査して置き、六月二十八日迄に金保有高申告書の用紙を配付します。

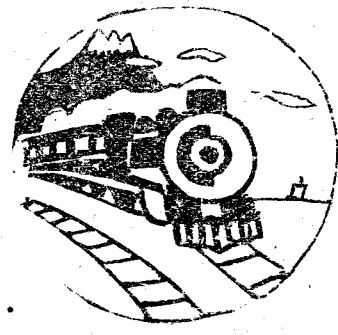
「申告義務者」は各金の所有者であります。金を所有してゐないものも申告書は提出しますが、申告書はその世帯主又は事務所の管理者が提出するのであります。申告義務者が商品として金の金と然らざるものとを所有してゐる場合には「商品」と「非商品」と二通にして申告し、商品として所有するでない場合には世帯にありては世帯主がその世帯に屬する者の所有してゐる

ものを取纏めて一通として申告し、法人、組合、其の他の団体（人格なきものを含む）であつても二つ以上の事務所を持つてゐるものはその事務所毎に管理者から各一通に纏めて申告するものです。

「申告書」は七月一日午前零時を現在として記入して本人が封緘し、調査委員はこれを取纏めて七月五日までに市、町、村長に提出せしめます。申告すべきものなきときは、申告書に單に住所、職業、氏名を記載して提出するのであります。市町村長はこれを封緘の儘部落、町内順に整理して七月十日迄に知事に送付します。

金所有高申告書は政府が資料として使用する場合の外他の目的に使用することはならぬ事になつてゐますから内容は絶対に外部に漏らすことにはなりません。

前に記したやうに、この保有狀況調査は戰爭遂行に最も重大な國內金保有狀況の調べですから、各位の家から一點と雖も申告の違反がないやう充分正確に申告致しませう。



長期建設

と

濟統制

多額の國費

今度の事變は事變と云ふものゝ我が國未曾有の大戦争であつて、日清日露の兩戦争とは比較にならないものである。日清戦役では日本兵力約十八萬、日露戦役では約百萬であつたといふが、今度の事變では遙かにこれを超える兵員が動員されてゐるものと想像されるし、戦線の長さも世界大戦の三四倍を超え、支那に與へた損害は實に二百萬に達してゐると云はれる。又戦費について云ふと日清戦役二億、日露戦役が約二十億であつたのに、今度の事變費は第

七十一議會から第七十三議會に亙つて協賛を経た軍事費だけで七十四億に達して居り、昭和十四年度の臨時軍事費並に國防關係の追加豫算は總額五十二億七千萬圓である。この他に豫算外國庫負擔の契約に關するものが陸海軍併せて七億圓で、その他各省關係の生産力擴充計畫に要する經費を加へると、今次事變によつて國家の必要とする金額は實に非常なものであることがわかる。然るに今次の事變に於て我が國は巨額の聖戰遂行に必要な經費は全く我が國民だけの力で負擔して行かねばならないのである。日露戦争に於てはその當時の世界的輿論が我が國に有利であつたので、戦費の大部分は外債により英米等から借入れることが出来たのであるが、今日の事變では資金の調達は全部自力でせねばならず、その上我が國には鐵や非鐵金屬、石油ゴム、皮革等の軍需資源を始め綿、羊毛等の重要資源に乏しいのであるから、皆これ等のものは外國からの輸入に俟たねばならぬのである。戦時經濟は要するにこの戦争並に軍需生産力擴

えに必要なこの巨大な資金の整理と、これに伴ふ物資の供給を確保することが中心である。

經濟統制

かうした多額の國家の經費を國民が消化して行く爲には、そこに非常な計畫的努力を要する。即ちこれが爲には國家としての強力な統制による需給の調整を必要とするのである。政府に於て種々實施されつゝあるところの重要物資の需給計畫即ち物資動員計畫がこれである。物資動員計畫は企畫院を中心に關係各省が集つて樹てたもので、戦争遂行の爲の重要物資需給の適合を目標として鐵、銅、石油等の重要軍需品を始め、輸出貿易上必要な棉花、羊毛等の重要輸出品原料、生産力擴充に必要な機械類等や國民生活維持の爲の必要な纖維品、食糧、肥料等多數に上る重要物資について、國內で生産するものや外國から輸入するものをどう云ふ割合で充當するか、國際收支の關係で物資の輸入が充分に出来ない時には、代用品の廢品廢收により更に不足な場合にはその消費量等をどんな風

に節約して行かんと云ふことをきめるものがある。而してこれが決定にあつては軍需及び輸出生産材料を優先せしめて民需は極力節約する事が計畫の骨子となるわけである。今後の我が國戰時經濟統制について見ると、從來の軍需の外に國防強化に必要な資材を加へ相當巨額に上り、これと並行して生産力擴充に必要な資材及輸出工業原料が必要であり、大陸資源開發、復興並に占據地域内宣撫工作等の必要からの建築資材等も入るし、物資の需要は一段と増大するものと見られる。これに對して物資供給の方面では生産設備擴充國內物資ストックの減少そして圓プロック地よりの物資供給はまだ大して期待出来ないし一面輸入の方面は年々輸入超過になつてゐるので輸出で不足の分は止むを得ず正貨現送によつて来たのである従つてこれからの輸入は全く國防力の強化とその基礎となるべき生産力擴充並に輸出の増進を圖る爲のもの以外は殆ど禁止されねばならないこのやうな關係から云つてもこれか

らの我が國の經濟統制は、どうしても益々強化されて行かねばならぬのである。

近き光明

今後の經濟統制は長期建設を進めて行く爲に一段と強化されんとしてゐることは前述の通りである、現在の經濟統制は相當長期に亙つて持續せらるべきものであり、國民は當分苦しい生活をして行かねばならないのであるが、しかし吾々の進む前途には光明の將來があるのである。

今春の議會に當つて商工大臣その他から度々強調せられた處であるが、既に昨年末閣議で決定せられた生産力擴充計畫は日滿支を一体として編制せられたもので、鐵鋼、機械、石炭、石油を始め國防産業及其他重要産業十五種について、昭和十六年末迄に大体に於て國內自給を目標としたものであるが、滿洲及び支那の開発により、石炭、鐵鋼、棉花、羊毛、工業鹽、タングステン、採油用種子等重要資源が開發せられ、五年度に於ては相當物資の増加される

豫想にあるので、實にこの物資動員の困難は本年度が峠とも云ふべきものであらう。吾々國民は、今後東亞ブロックの建設に向つて、我が國の經濟統制に順應し官民協力の下に一路邁進しなければならぬと思ふのである。



悪性インフレーションと物價統制

(一) 悪性インフレーションの危険

世界大戰の時にドイツの物價か途方もなく暴騰して、コーヒー一杯呑んで何千圓も何萬圓も拂はねばならなかつたといふ話はまだ記憶に新しいこ

をでありませんが、戦争がある軍需品の製造は莫大なものであり、その他種々の仕事が多くなると共に労働者の収入は急激に増加し、事業主もその利得が激増して所謂成金が續出し、且つ國民全体の購買力が膨脹して世の中の景氣がよくなつて物の相場は鰻上りに上つて来る。かうした事柄は我が國でも大戰當時経験した事でありまして、この物の價が暴騰して物貨と國の信用との均衡が失はれる時は國家破綻の時であります。政府はこんな状態を未然に防止する爲に凡ゆる手段を講じて居るのであります。

支那事變に伴ふ豫算の増大は前にも記したやうに十四年度豫算は追加豫算及び臨時軍事費を加へると總額百億圓に近く、この莫大な資金の調達がうまく行くかどうか、又通貨の膨脹や物資の調整等はどうなるか、等は非常に重大な問題であつて、これに聯關する悪性インフレへの轉化の危険についても議會の豫算總會に於ける論争の中心議題の一つとなつたのであります。これに對して政府は

「通貨膨脹による物貨騰貴に對しては公積消化、貯蓄奨励によつてこれを防止し、他面物資の需給そのものについては商工省の物價委員會に基き公定價格の設定等の方法によつて抑へ、この兩建によつて幸ひ好結果を納めて來た。今後に於ても民間の協力によつて従來の方法を更に強化して行く積りである。通貨の流通高は昨年末二十八億餘萬圓に膨脹したが、今年に入つて急激な收縮を來し、前年に比較し三億五千萬圓の増加に止まつてゐる。しかもそのうち一億五千萬圓程度のは臺灣、朝鮮兩銀行法の改正によつて兩行の發行準備として新に殖えたものであるから、實質的の通貨の増發は二億圓程度である。この程度のもは最近に於ける生産増加、經濟活動の状態から考へてそう多くはないと思ふ。従つて通貨膨脹については今日の方策を強化して行けばさう心配は無い。」

と言明せられてゐるのであります。しかし我が國現在の國費の調達は大分公債によつてゐるのであります。事變以來本年三月末日迄の公債發

行額は六十七億圓に達し、又本年度豫算による公債發行豫定額は五十九億圓に上り、此の外本年度に繰越される公債發行額は十七億位はあるのでありまして、之等を合計すると百四十三億圓餘に達するのであります。

經濟界が順調に發展しつゝある時には、或る程度の公債増發によつて財政を賄ひ、その結果通貨の膨脹となつても一定の限度を超えない限り、決して危険でないことはこれ迄に經驗して來た處であります。一度その限度を超えれば危険性は漸次増大して、遂に非常な事態を起すに至る虞あることは前述のドイツの例で明かでありませう。

(二) 物價統制の必要

そこでこの悪性インフレ防止の爲には、どうしても政府が物價購入に撤布した資金は、軍需工業の好況によつて所得の増加してゐる部分から、増税や貯蓄の奨励其の他の手段によつて之をくみ上げて、通貨の膨脹を阻止しなければならぬのでありまして、政府が現在これを勵行

せられてゐるのであります。しかし又一面、消化された公債を賣つて物を買ふ道もあり預金を引出して物を買ふ方法もあるのであります。これ等の潜在購買力を統制する爲には結局物の直接消費統制を強化して金を出しても物が自由に買へないやうにする必要があるのであります。この點通貨の方面よりも物の方面が一層重大性を持つてゐるのであります。通貨金融政策の破綻からインフレが起さる場合よりも物の不足を直接導火線とするインフレの方が尙更警戒を必要とするのであります。近來の狀況から見ましても、國策上民需用品の輸入は禁止又は禁止に近い制限をせられてゐますし、ストツク品は追々無くなるし、それにつけて賣惜しみ買急ぎの傾向が増して來るとなると物價は益々騰貴して來るのであります。如何に政府が貯蓄を奨励しても今日買つて置けば五圓で買へるものが一年後には八圓になり十圓になるといふのであれば誰しも物を買ふ値打の下つて行くお金を溜める者はなく皆が競つて物を買ふやうになつてこゝに悪性インフレ

インフレを誘導することゝなるやせあります。こんな風でありますから政府としては、國民の愛國心に訴へて貯蓄を奨励するばかりでなく、國民が安心して貯蓄が出来るやうに、今物を買はずに辛抱してゐても將來物價が暴騰することのないやうにしなければならぬのであります。

(三) 國民協力の必要

これが現在行はれ且つ追々その範圍を擴げられ強化せられつゝある物價統制でありまして、政府はこの物價を抑へる爲に暴利取締令を強化したり、物品販賣價格取締規則による公定價格を實施したり、その他色々な統制を行つてゐるのであります。事變もいよいよ長期戦となり、新東亞建設の新たな段階に入りまして今日、物價を調整して物の價の上るのを抑へることが益々急務となつて來たのであります。

しかし、物價の上るのを抑へる爲には單に法律や官吏の取締り等政府の力ばかりでは出來る問題でなく、これが完全を期する爲にはどうしても國民の協力を必要とするのであります。これが爲には國民がよくその趣旨や必要を理解して居なければならぬのであります。



臨時國勢調査
施行の趣旨
縣の宣傳標語募集

今次の聖戰大目的を遂行する爲には國民の堅忍不拔の精神を涵養すると共に國防力の強化、生産力の擴充と云ふ大目標の下に、資金の調達と物資の圓滑なる供給確保を期せばねなのであります。現に之が爲には國民消費の節約、貯蓄の勵行、公債の應募、代用品への轉換、廢品回收等種々の方策を實施してゐるのであります。

しかし事變が愈々長期建設に入ると共に我が國としては更に生活用品の徹底的消費節約を行ひ、場合によつては統制的手段に訴へても資金と物資の確保を計り、一層強力なる國民總力

戦の體制を整へて難局の克服に邁進せねばならぬのであります。

然るにこの消費の統制強化と云ふことは國民の日常生活に及ぼす影響が頗る大きいのでありまして、之を合理的に實行し得るや否やは由々しい大問題であります。萬一その基礎資料に誤りがあつたならば、長期建設戦遂行途上に於て國民生活を危険に陥るゝと云ふ懼れもあるものであります。

即ちこの統制強化の算定基礎を確實にする爲には

國民は如何なる機構を通じて、如何なる程度に物資を使用しつゝあるか、

従つて如何なる部に節約の餘地があり、如何なる程度に消費節約の限度が置かるべきか、

を明かにして、是等の事情を基準としての計畫でなければならぬのでありまして、来る八月一日に施行せられる臨時國勢調査は實にこの國策樹立の基礎資料たらしむる處、全く國家的見地

に基く劃期的重要調査なのであります。

従つて今回の臨時國勢調査の目的は、確實なる國民全体の實際消費の状況や配給機關の實狀を明かにする事にあるのでありまして、決して課税の標準等には全く關係ないのでありますから、申告義務者はこの點を充分理解せられて誠實なる申告をなし、以て國家の重要國策に齟齬を來さないやうにして頂きたいものであります。

追て縣臨時國勢調査部では今回この調査の趣旨の普及徹底を圖る爲次の要項で宣傳標語を募集して趣意書等に掲載する一方これを記入した宣傳扇團を作製して各調査員に携帯せしめ、或は市町村の散髮展、共同浴場、自動車停留所等に配布する計畫を進めて居ります。

標語募集要項

一 標語内容

標語は必ず昭和十四年度臨時國勢調査の趣旨を高揚し、申告義務者をして事實を正確に申

告せしむるやう注意を喚起、おものなること

二 應募資格

本縣在住者、一人五語以内

三 應募形式

應募は「官製ハガキ」とし、住所氏名を明記し、「國勢調査標語應募」と表記すること。

四 宛先

宛先は「鳥取縣廳統計課内臨時國勢調査標語募集係」とすること

五 應募期限

締切は六月二十日とし、同日附の消印あるものは之を有効とする

六 審査

審査は六月二十四日鳥取縣廳内臨時國勢調査部に於て之を行ひ、新聞紙上などに發表し、尚入選者には漏れなく國勢調査扇面を贈るの外左記の通り薄謝を呈する。

- 一等當選 一人 貯蓄債券額面 拾五圓券壹枚
- 二等當選 二人 賞金 五圓宛

- 三等當選 五人 賞金 參圓宛
- 佳作 若干人



戦時下に於ける
農業生産計畫の
遂行について

政府は戦時下に於ける、農業生産計畫遂行を期する爲には、直接農業指導の衝に當る、農業技術員の活動に俟つことの、極めて大なるものがある。之が設置の普及奨励につき都市町村農會技術員置設助成の途を開かれてゐることは、斯業の爲喜ぶべきことである、而して農業の計畫化に伴ひ農家をして、之に即應せしむるには、農業團體に生産者團體たる、農會の體制を整

備して、その機能の擴充強化を圖り以て、農業生産計畫樹所並實施指導肥料の配給統制農用機械並藥劑等農業生産資材の配給規正、農業の勞働調整等の指導督勵を行ひ、戦時農業生産計畫の遂行目的達成の爲には農會の活動を促進することの極めて喫緊なることは云ふまでもない。本縣に於ては數年前より、各郡市町村農會へ專任技術員の設置を見、郡市農會に在つては平均六、七名、町村農會に在て、一名乃至二名の、技術員を常置してゐることは時局柄心強い事である。

而して農會は農業經營上全面的の、指導團體であるのでよく、各種機關並團體と連絡強調を遂げ得らるゝのであるから、今回政府の樹立せられたる重要農林水産物の増産施設の遂行上一段と貢獻せられることを大に期待してゐるのである。

x x x



金の保有調査に
當り
選挙運動を戒む

來る七月一日を期して、金の保有狀況を調査することは、本報に掲載の通りであつて、縣は之が實施の完璧を期する爲、市町村毎にその調査委員を委嘱したのである、今回その筋では、今秋行はれる貴族院議員多額納稅者議員及び、地方選舉等に當り、名を金保有狀況調査に籍りて、選舉運動をなし、若しくは一部の者の選舉運動に利用せらるゝが如き、その他本調査によつて弊害を生ずるが如きことなきを期すべく特に注意を拂つてゐるのであるが、斯る行爲は、政府の企圖する調査に當り、單に調査委員のみの犯罪行爲に止まらずして、一般の者も迷惑を受くべき事柄であつて、互に大に慎まなければ

あらぬのである。元より縣の囑せられた調査委員には、斷じて、斯る潛行的行爲はない筈であるが、何時の選舉でも、違反行爲はつきもので、その跡を絶たない。まして事變下に於てすら、肅選の實が擧らないのであるから、特にこの點については、委員の方々は勿論、一般の各位も充分自肅、自戒せられて、いまはしきことのない様に心懸け、目的の達成に協力を望む次第である。

x x x

廢品蒐集を
一層徹底しよう



戦争と物の需要

戦争が如何に多くの「物」を使はねばならぬ

いかは今更云ふまでもない事であるが、實際普通お互が考へてゐる以上に多量の消費をせねばならないのである。例を世界大戰にとると、英國の陸軍に於て戦争前に使つてゐた羊毛の消費量は英國全消費量の約一パーセントであつたものが開戦の三ヶ月目には二〇パーセントに激増し、更に三年後には戦前の英國全消費量と匹敵するに至つた。又靴は戦前陸軍の需要量が二十五万足内外であつたのが、戦争中の一年平均の補給量は、一部聯合軍所要に引當てた分を含めてはゐるが一億六千万足を超えた云ふ記録を残してゐる。これはほんの一例に過ぎないものであるが、以て戦争と物資の需要量との關係が思はれるのである。

戦には實に「物」が大切である。「物」こそ銃後の戦闘力である。外國から輸入しなければならぬものはもとより、國內で産出するものも雖も吾々は極力「物」を大切にし無駄にしないやう、又その使用を有意義ならしめるやう心がけねばならぬ。

日本全國の人が一日平均約三本のマツチを無駄にしなかつたら、一年間では實に七百六十六億五千萬本になり、マツチ一箱の數を七十五本とすれば十億箱以上の節約となり、それだけ國の資源を有益に生かすことになるのである。

廢品の尊重

以上は戦争遂行途上に於て特に一般物資使用上、吾々が日常その活用と節約に氣をつける必要のあることを述べたのであるが、如何に無駄なく使つても、或る程度の廢品はどうしても出来るものである。これが回收の必要な事は既に徹底せられて各位の努力により續々處理せられつゝあるのだが、まだ各家庭には回收し得べき廢品が多分に死蔵されたり、或は面倒がられて焼棄されたりしてゐる部分があるやうに思はれる。これは未だこれ等廢品が如何に國の物資として有價値なものであるかと云ふとの徹底しない方面がある爲であると考えられる。

唯に廢品に止まらないで、まだ使用に堪へるものであつても戦争遂行の爲はこれを軍需資

源にふり向けて使用せねばならぬ現狀に於て、廢品回收はまだ強調勵行せらるべきであらう。

廢品再生の狀況

次に、回收を圖らねばならない廢品が、回收することゝする。

一 綿ぼろ、綿屑

どんなに破れた木綿類の小屑も截斷屑も古糸も、皆製紙原料、人絹、ステープルファイバ、セロファン紙等となり、少しよいものは綿糸布、蒲團綿等として再生せられてゐる。

二 毛ぼろ、毛屑

すべての毛の類はどんなに古くても、又綿との交織物でもこれを分離して新しい毛織物が作られてゐる。

三 紙屑

反古紙、古新聞紙、古雜誌等皆藥品で溶かして新しく印刷用紙其他に再生せられる。

四 古ゴム

古ゴム靴、古ゴム紐、古ゴイヤリ、古ゴム足袋、麻裏の古ゴムも皆再生ゴムとなつて使用せられてゐる。

五 屑鐵

古トタン板、ブリキ屑、古針金、古釘、蓄音機の針の廢品も古ペン先も、まだ蒐集されるべきものが各家庭にあらう。どんな小さなものであつても錆びてゐても、皆再生されて立派な軍需品となり機械となる。

六 鉛屑

電池の古いの、煙草の銀紙等皆鉛地金、ハンダ、活字、塗料、顔料等になる。

七 亜鉛屑

亜鉛地金、眞鍮、洋銀、亜鉛末等に再生せられる。

八 錫屑

齒磨チユープ、ブリキ屑等は錫地金、青銅、ハンダ等となる。

九 銅、眞鍮、青銅屑

古金網、電球口金、金ボタン、古什器何れも

銅地金、眞鍮地金、青銅地金に再生される。

十 アルミニウム屑

古玩具、古水筒、古辨當箱、古鍋釜皆地金に再生され使はれてゐる。

廢品回收については縣でも蒐集業者とも打合せて種々回收の道を講じてゐるのであるが、尙各家庭に極めて少量しか無いもの、或は價格の低廉なもの等、まだ回收の餘地は多いやうであるから、各家庭に於て金屬、綿類、毛類、紙類、雜品等に區別した屑入箱を備へつけて廢品回收に一層の努力を注がれたいものである。



生松脂採取計畫に就いて

近時我國工業界の發展に伴つて、松脂及テレピン油の需要は逐年激増の實狀にあつたのであるが、支那事變勃發と同時に従來バルブ資材として利用出来なかつた赤松、杉、扇柏等がバルブ資材として纖維工業界に登場するに及んで、製紙用サイズとしての「ロジン」(生松脂より分溜して作る)の需要は益々増加する様になつた元來我國に於ては現在までに生松脂は殆ど全部は外國殊に米國より輸入せられて居つたのであつて、其の數量は昭和十二年で二千七百萬斤、金額にして約七百六十萬圓の巨額に達して居るのである。これは我國に生松脂を採取する資材がないのなれば仕方のない事であるが、我國には生松脂を採取するに非常に適した赤松、黒松等の優良木があるにも拘らず其の採取を實行しないで外國から輸入を仰いでゐると言ふ事は實になげかましい次第と言はねばならない。

今次支那事變が勃發するに及んで生松脂から取れる「ロジン」及「テレピン油」は一躍して軍需品となり統制品となつて居る。その必要量は

益々増加の一途を急激に辿つて居るのに對し、國內では昔の通り其の採取を實行せず徒に外國より高い金を出して輸入しなければならぬと言ふ事は、輸入品を防遏し又金の總動員を行つて聖戰の遂行に當つて居る我國民にとつては實に恥しい事であつて、生産力の擴充が叫ばれて居る時、僅かの時間を利用して生松脂を採取し幾部でも輸入品の防遏に努力する事は銃後國民の重大なる責務と言はなければならぬ。

今回政府に於ては生松脂の増産計畫を樹立し其の採取方法も在來の米國法や佛國法を改めて純日本式の斜溝法を考案して、着々好成绩を擧げて居るが、本縣に於ても政府の方針に基いて本年度より次の様な方法で生松脂増産に着手する事になつた。

これが實施に當つては

一 副業として實行する事とし成る可く自己所有の山林で今冬伐採する豫定のもので一戸當二百本と標準とし人夫を使はずに自分及び其の家族協力の上實行する。

二 採取木は目通周圍三尺以上のものが成績がよい。

三 採取時期は六月下旬より九月下旬迄の約百日間である。

四 採取用具は一組約四圓位で縣山林會で斡旋する。

五 採取した生松脂は縣山林會で販賣の斡旋をする。

六 縣山林會で販賣の斡旋を受けた者には生松脂一貯當拾錢位の補助金がある。

尙二百本採取する事とすれば全採取量は約五百貯で山林會の販賣斡旋を受けるとすれば一貯當の價格は六拾貳錢であるから三百拾圓になり一本當一圓五十五錢の收入になるわけである。

又農林省林業試驗場では本縣に於ける生松脂の採取試験を實行する事になり、場所も東伯郡旭村に決定し愈々六月十四日より農林省中馬技手が來縣の上試験に取懸る事になつて居るが、林業試驗場では生松脂採取事業の重大性に鑑みて斜溝式方法を普及させる爲に實地傳習會を開催

の希望を持つて居るので、縣では來る六月二十二、二十三の兩日試験林の附近で實地傳習會を行ふ事になつたから出席希望者は次の事項を良く承知して縣に申込まれたい。

一場所 東伯郡旭村大字湯谷字湯谷溪

一 講師 農林省林業試驗場 中馬技手

一日程

六月二十二日 午前十時東伯郡旭村役場集合
直ちに現場に出發 午前中講話
午後一時より粗皮剝、第一回切付
付實習午後四時實習終了旭村泊
六月二十三日 午前八時實習開始第二回切付
實習 正午終了 晝食
午後一時實習開始 採取實習
午後三時實習終了 閉會解散

尚傳習會出席者に對し辨當代として金一圓五十錢程度補助する

注意事項

一 旭村への道順並列車時刻

鳥取方面より 午前七時三十分鳥取發

00766

午前八時四十四分倉吉着
直ちに三朝溫泉行日の九バスに便乗
旭村役場に向ふ
米子方面より 午前七時四十二分米子發
午前九時二十三分倉吉着
以下鳥取方面よりのものと同
様



昭和十三年に於ける 縣民貯蓄と、縣職員 貯蓄の實績

時局の新段階に於て、國民貯蓄の持つ重大性
意義を明かにし、昭和十三年度政府の國民に奨
勵した、貯蓄額八十億圓の獎勵方策に、縣に於
ても相呼應して國民精神總動員の努力を、先づ
縣民貯蓄に集中し、縣民各位に對して、之が實行

並國債應募の協力に求めて、貯蓄目標を二千萬
圓として、全縣民の最も理解ある協力に依つて
之が實現と目的達成に邁進したのであつて、そ
の結果が豫期以上の好成绩を挙げ、二千萬圓を
突破したことは、前號に掲載した如くであつて、
この好果を收め得たことは、全く縣民各位が深
く時局の推移を認識せられた、表象の現れであ
るのである。

縣民に對しその協力實行を求むるに先立ち、
縣廳在勤職員に在りても、之が實踐窮行に當る
こととして、貯蓄額三萬圓を目標に、昭和十三
年六月二十一日の強調週間第一日を期して、鳥
取縣廳員支那事變報國貯金組合の結成をなし、
之が實行に當つてから、丁度本年五月を以て滿
一ケ年に相當するので、今その一ケ年間に於け
る貯蓄の狀況を示すと、現金貯蓄額二一、〇七
〇、圓六四〇、國債購入額六、二九七、圓七〇
〇、貯蓄債券購入額一〇、五八五、圓〇〇〇とな
つてゐるが、本年に於ける本縣の目標額は三
千萬圓であるが、本年は尙一層その貯蓄を強

00767

として、之が實行に當ることと想つてゐる。



御仁慈に感激 傷兵の感想文

出身地 八頭郡大御門村大字殿
陸軍歩兵一等兵 倉見 光治

畏くも 大元帥陛下に於かせられてましては
現下新東亞建設下の、御政務御繁劇の中を御割
き遊ばされ、我等聖戰半にして不幸にも戦傷を
受けし、將士に對する援護後援事業に深く大御
心を垂れさせ給ひ、春まだ淺き昭和十四年三月
十四日陸軍東京第三病院に、御臨行遊ばされ親
しく傷兵に對する、特殊治療の狀況を御巡覽あ
らせられましたことは、我等傷兵の齊しく恐懼
感激に堪へない所であり、此の光榮に浴し
た傷兵一同は、只々恐懼感激に咽ぶ次第であり

まして、我々傷兵は此の宏大無邊の大御心を深
く感銘して、自奮、自勵、益々滅私奉公の念を
効し、此の有難き聖慮に感奮して、粉骨碎身
大元帥陛下の股肱となり、一意専心大御心の萬
分の一にも、皇恩に報ひ奉らんことを期するも
のであります。

出身地 氣高郡勝部村大字八葉寺
陸軍歩兵上等兵 植田 正信

春陽照り映へる今日の佳き日
畏くも 天皇陛下に於かせられましては、當病
院に始めて行幸を仰ぎ奉り、御仁慈の有難き大
御心を體し奉りて、我等傷兵は此の上も無き光
榮に輝き溢れ御英姿を仰ぎ奉り感謝感激に堪へ
ない次第であります、傷痍軍人に垂れさせ給ふ
大御心恐れ多くも今日の行幸の光榮に輝く、相
模ヶ原臨時第三陸軍病院は松林に圍まれ、清淨
な傷兵の聖道場にて、當病院は白衣を使用せず
軍服を着用せしめ、戰場にある時と同様の觀念

を與へ、健全なる體力増強、醫療體操、軍隊體操等を行ひ、更生の道を御巡覽仰ぎ奉つた、當病院に入院中の傷兵は元より、一家一門の名譽を致し深く此の光榮に浴したことは、只々恐懼感激に堪へない次第であります、此の上は一意専心衛生職員の命に副ひ、一日も早く退院致して更生の道に邁進致し、再度の御奉公申し上げる考へで御座います、不幸にして軍籍に離るゝども、銃後の護として且又郷黨の指導者として、盡忠報國、自力更生の道に精勵致す覺悟であります。

出身地 東伯郡南谷村大字泰久寺
陸軍歩兵上等兵 西田 一

曉を衝きてさし昇る、黎明な朝日は燦然として輝き渡りて將に、新東亞の建設も近からんとする情景にして、天に祝福あり、地に歡喜ある今日の佳き日なり、
長くも御政務御多端に涉ら、給ふ戦時下

天皇陛下には、御仁慈有難き大御心に依り、今事變に傷いた軍人を收容さるゝ病院に行幸を仰ぎ奉る、恐多くも院庭に玉歩を進ませ給ひて後療法或は體力増強その實況を親しく御天覽遊ばされ給ふの御ことは、余りの有難さ雷々感涙に咽ぶと共に、斯くも宏大無邊なる皇恩は恐懼感激の極みなり、強く肺腑に銘じそして悠久に記念し、將來の覺悟を堅めたる次第なり、されば御仁慈の大御心に副ひ奉るべき吾等傷兵は、宏大なる聖恩を甘受すべきにあらず、盡忠報國の念を一段と助長すべきなり、事變も長期建設の新段階に入りたるも雖も、英、米、佛等第三國の陰謀は、支那を煽動し我を何とかして不利に導かんとして、その輿論は我が帝國を經濟的に或は思想的に近代戦とも云ふべき思想經濟の間接戦火を交へつゝあり、而して如何なる苦境に直面するも、堅忍持久の精神を以つて此の聖戰目的達成に邁進すべきなり、吾等本病院の眞髓項目に則つたり、治療方法に精進すると共に、修養に怠らず常々修養人格の向上に努め、本病院

主司の意圖に副ひ、行幸を仰ぎ奉つた光榮の傷兵たるを自覺なし、以て長くも聖恩に報ゆべきなり。

× × ×

六月十四日發行「週報」並「寫眞週報」掲載内容
週報第百三十九號掲載内容

- 一 物の國勢調査 (内閣統計局)
- 一 百億貯蓄と國民生活 (國民貯蓄獎勵局)
- 一 ノモンハン事件 (陸軍省情報部)
- 一 海軍作戦經過 (自五月上旬至六月上旬) (海軍省海軍軍事普及部)
- 一 (國際時事解説) —
- 一 バルチック諸國の情勢 (外務省情報部)
- 一 東亞讀本 十 (兼 拜 周)
- 一 滿洲帝國協和會とは何か (兼 拜 周)
- 一 寫眞週報第六十九號掲載内容
- 一 一億一心百億貯蓄
- 一 廬山は晴れたり
- 一 海外通信
- 一 讀者のカメラ